



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

237	和歌山県と富田川治水組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	（市町村課）	1
238	随意契約の相手方の決定	（情報基盤課）	2
239	一般競争入札による落札者の決定	（ 〃 ）	3
240	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）	3
241	生活保護法による指定施術機関の廃止	（ 〃 ）	4
242	生活保護法による指定医療機関の変更	（ 〃 ）	4
243	生活保護法による指定介護機関の変更	（ 〃 ）	4
244	生活保護法による医療機関の指定	（ 〃 ）	5
245	〃	（ 〃 ）	5
246	生活保護法による介護機関の指定	（ 〃 ）	5
247	生活保護法による施術機関の指定	（ 〃 ）	6
248	指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	6
249	令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格等	（研究推進課）	6
250	保安林の指定の解除予定	（森林整備課）	9
251	道路の区域変更	（道路保全課）	9
252	〃	（ 〃 ）	9
253	道路の供用開始	（ 〃 ）	10
254	道路の区域変更	（ 〃 ）	10
255	道路の供用開始	（ 〃 ）	10
256	道路の区域変更	（ 〃 ）	11
257	急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	11
258	〃	（ 〃 ）	12

○ 公告

入札公告	（研究推進課）	12
都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	16
入札公告	（総務事務集中課）	16

告 示

和歌山県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により富田川治水組合から受けた。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と富田川治水組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 富田川治水組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、富田川治水組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と富田川治水組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と富田川治水組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県告示第238号

令和6年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム改修及び賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム改修及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年2月14日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NTTグループ・FNETSコンソーシアム

（代表者）西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

（構成員）NTTビジネスソリューションズ株式会社

大阪府大阪市北区大深町3番1号

（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

（構成員）NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

5 随意契約に係る契約金額

319,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額29,000,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約とする。

和歌山県告示第239号

令和6年度行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度行政事務用パソコン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
令和6年度行政事務用パソコン賃貸借NECAP/FILDGコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）NECフィールディング株式会社
東京都港区芝浦四丁目9番25号
- 5 落札金額
31,818,600円（うち消費税及び地方消費税の額2,892,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年1月28日

和歌山県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
東医新 9-26	辻内医院	東牟婁郡串本町串本2281番地	令和 7.1.31
海南歯新 9-26	高橋歯科クリニック	海南市名高537-1	令和 7.2.14

和歌山県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
岩は新 17-04	武本翼	つばさ鍼灸整骨院（はり・きゅう） 紀の川市粉河771-12-202	令和 6. 12. 28

和歌山県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年月日
				旧	新	
海南訪新 16-03	有限会社ライフ パートナー	海南市重根348-2	ライフパートナー	海南市小野田162 0-101	海南市重根348-2	令和 7. 1. 27

和歌山県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の 名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定事業所 の 名 称	指定事業所 の 所 在 地	サービ ス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社Pr imaS	兵庫県川西市 出在家町1-6	プライマリ ーリハビリ 訪問看護ス テーション 那賀	岩出市今中12 7番地の6	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	主たる事務 所の所在地	大阪府大阪 市中央区博 労町一丁目 7-7 中央 博労町ビル 804号	兵庫県川西 市出在家町 1-6	令和 6. 9. 13
有限会社ラ イフパート ナー	海南市重根34 8-2	すずらん	海南市重根34 8-2 ライフ パートナー重 根3F	認知症対応 型共同生活 介護	主たる事務 所の所在地	海南市小野 田1620-101	海南市重根 348-2	令和 7. 1. 27

有限会社ライフパートナー	海南市重根348-2	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重根1F	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	海南市小野田1620-101	海南市重根348-2	令和 7. 1. 27
有限会社ライフパートナー	海南市重根348-2	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重根1F	居宅介護支援・地域密着型通所介護・通所型サービス（独自）	主たる事務所の所在地	海南市小野田1620-101	海南市重根348-2	令和 7. 1. 27
有限会社ライフパートナー	海南市重根348-2	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重根1F	訪問介護・訪問型サービス（独自）・訪問型サービス（独自/定率）	主たる事務所の所在地	海南市小野田1620-101	海南市重根348-2	令和 7. 1. 27
医療法人久生会	海南市名高506-4	デイサービスつどいの家	海南市名高506-4	地域密着型通所介護・通所型サービス（独自）	指定事業所の所在地	海南市且来646	海南市名高506-4	令和 7. 2. 1

和歌山県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西薬新 35-06	エバグリーン薬局みなべ店	日高郡みなべ町東吉田50-1	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
田訪新 23-06	医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147	田辺すみれ訪問看護ステーション	田辺市城山台5-6	令和 7. 2. 28

和歌山県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人仁清会	橋本市清水512-7	岡本クリニック	橋本市清水512-7	訪問看護・居宅療養管理指導	令和 6. 12. 1

和歌山県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
伊は新 6-06	武本翼	伊都郡かつらぎ町兄井257-4（はり・きゅう）	令和 7. 2. 14

和歌山県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300 014	SunnyDays	橋本市岸上211-1	生活介護	特定なし	株式会社Sunny	橋本市高野口町伏原1198-1	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び数量並びに契約期間

(1) 業務の名称及び数量

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務 一式

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年8月18日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件をいずれも満たしている者（この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号（第6条及び第7条を除く。）に掲げる要件を満たす者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) この入札に係る業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去10年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

（ア）船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に規定する検査に係る入渠修繕業務を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、総トン数100トン以上の船舶に係る契約を締結し、履行した実績を有すること。

(3) 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の規定により小型船造船業の登録を受けている者又は造船法（昭和25年法律第129号）第2条の規定により施設の新設等の許可を受けている者若しくは同法第5条第1項の規定により船舶の製造事業等の届出をしている者であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びシの書類については代表者が、イからクまで並びにコ及びサの書類については構成員ごとに、ケの書類については構成員のうち2（3）の要件を満たす者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本の写し又はその写し
カ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、在住市町村が課する個人住民税（市町村民税のほか、都道府県民税を含

む。)

ク 2の(2)の要件を満たしていることを証する書面の写し

ケ 2の(3)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからウまで及びコからシ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年4月4日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、(1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月4日（金）から同月17日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局研究推進課（以下「研究推進課」という。）に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和7年4月24日（木）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム (<https://www.edidl-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>) に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年4月4日（金）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の(1) のサの申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、書留郵便による場合は、令和7年4月25日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

研究推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

電子メールアドレス e0719001@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の(5) の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和7年5月9日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年5月13日（火）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和7年5月19日（月）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第250号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町神野川字炭床334の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1624番1地先から同町添野川字平井川東平山1625番1地先まで	旧	7.37 } 19.37	137.62	
同上	新	14.51 } 28.48	128.81	

和歌山県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町井堰字奥ノ谷91番6地先から同町井堰字谷口246番1地先まで	旧	6.89 ） 9.55	26.20	
同上	新	8.33 ） 11.59	26.20	

和歌山県告示第253号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町井堰字奥ノ谷91番6地先から同町井堰字谷口246番1地先まで

供用開始の期日 令和7年4月4日

和歌山県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町太間川字後津茂272番1地先から同町太間川字後津茂268番1地先まで	旧	3.94 ） 6.38	99.13	
同上	新	4.44 ） 11.04	97.85	

和歌山県告示第255号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町太間川字後津茂272番1地先から同町太間川字後津茂268番1地先まで

供用開始の期日 令和7年4月4日

和歌山県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字本川筋 1627番1地先から同町下露字本 川筋1627番1地先まで	旧	4.58 } 8.28	52.45	
同上	新	8.58 } 11.67	52.07	

和歌山県告示第257号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

天満6地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	天満	西ノ坪	1415番3	
2号	〃	〃	〃	〃	1416番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	

5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	1416番17	
9号	〃	〃	〃	〃	1416番6	
10号	〃	〃	〃	〃	〃	
11号	〃	〃	〃	〃	〃	
12号	〃	〃	〃	〃	1416番10	
13号	〃	〃	〃	〃	1416番15	
14号	〃	〃	〃	〃	1416番6	
15号	〃	〃	〃	〃	〃	

和歌山県告示第258号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

新屋敷（3）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱5号から7号までを順次結んだ線、標柱7号と既設標柱2号を結んだ線及び既設標柱2号と標柱5号を結んだ線によって囲まれた区域を、昭和58年11月19日和歌山県告示第933号で指定した新屋敷（3）地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
5号	東牟婁郡	太地町	太地	清涼庵	3430番1	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	

公 告

入 札 公 告

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、調達の名称及び数量

20250000162

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務 一式

(2) 仕様等

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年8月18日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第249号に規定する令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局研究推進課（以下「研究推進課」という。）

(2) 期間

令和7年4月4日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 現場説明会の場所及び日時

(1) 場所

東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場2階 会議室

(2) 日時

令和7年4月14日（月）午後1時

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年4月4日（金）から同月17日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間において、研究推進課に対して書面（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和7年4月24日（木）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

6 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただ

し、郵送による入札も行うことができる。

7 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年5月15日（木）午前11時から同月16日（金）午後1時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

研究推進課

ウ 開札日時

令和7年5月16日（金）午後1時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年5月15日（木）午後5時までに研究推進課に必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

11 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札

は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

研究推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863（直通）

ファクシミリ番号 073-433-3024

電子メールアドレス e0719001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Periodic inspection and repair work of the fisheries research vessel 'Kinokuni' (in 2025)
- (2) Time limit for tender :
1:00 p.m. 16 May 2025 : (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 15 May 2025)
- (3) Contact point for the notice :
Research Promotions Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2863
FAX 073-433-3024

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

串本都市計画火葬場（くしもと斎場）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項**(1) 調達年度及び調達案件番号**

令和7年度 調達案件番号20250000296号

(2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

仕様書による。

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）18物品調達（小分類）4印刷」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間**(1) 場所**

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課（以下「総務事務集中課」という。）

(2) 期間

令和7年4月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年4月21日（月）午前9時から同月22日（火）午前10時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

総務事務集中課

ウ 開札日時

令和7年4月22日（火）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年4月21日（月）午後5時までに総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

入札者は、調達物品の1部当たりの金額を入札書に記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「予定単価」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定単価の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、予定単価に年間予定部数を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2291

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

“Kenmin no Tomo” Printing : 1 Unit

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 22 April 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 21 April 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2291

FAX 073-441-2288